

熊本県歯科医師国民健康保険組合の 医療機関窓口における一部負担金免除措置の延長について

熊本地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、熊本地震により住家が全半壊するなど一定の要件を満たす場合は、平成28年10月1日から一部負担金免除証明書を保険証とともに医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金が免除されております。

この一部負担金の免除措置は、これまで平成29年2月28日までとされておりましたが、この度、当組合の一部負担金免除措置を平成29年9月30日まで延長することとなりました。

現在、本組合に加入されている方で、すでに一部負担金免除証明書をお持ちの場合は、これまでお使いいただいている一部負担金免除証明書（下記図）をそのままお使いいただくことができますので、現在お手持ちの免除証明書を廃棄されないようお願いします。

| 国民健康保険一部負担金免除証明書 | | |
|---------------------|---|------------------|
| 被保険者証 | 記号番号 | 熊歯 . - |
| 氏名 | 〇〇 〇〇 | 女 昭和 年 月 日生 本人 |
| 組合員氏名 | 〇〇 〇〇 | |
| 住所 | | |
| 特例の内容 及び 有効期限 | <input type="radio"/> 一部負担金の免除 (平成28年4月14日から平成29年2月28日) ※入院時の食事療養費及び生活療養に係る標準負担額を除く | |

上記のとおり証明する。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
理事長 浦田 健二

この証は、平成28年度熊本地震により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証明書の有効期限に至ったときには、直ちにこの証明書を組合に返してください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証明書を添えて、組合にその旨を届け出てください。
4. 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

平成29年2月28日と表記されていますが、そのまま平成29年9月30日まで使用することができます。

ご不明な点がございましたら、当組合までご連絡ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15

096-343-0419 Fax 096-343-0421